

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 第1委員会室
			担当職員 八木
日 時	平成23年9月21日(水曜日)	開 議	午前 10 時 30 分
		閉 議	午後 5 時 05 分
出席委員	◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 立花 明田		
理事者 出席者	坂井病院事業管理者 田川管理部長 野中病院総務課長 小笹医事課長 森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中西環境総務係長 中川環境 事業課長 人見市民課長 八木市民課副課長 吉田保険医療課長 塚本保険医療課副課長 亀井国保給付係長 西田国保料係長		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

～ 10 : 32

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第22号議案 平成22年度病院事業会計決算認定
＜病院事業管理者＞

あいさつ

＜管理部長＞

概要説明

＜病院総務課長＞

資料に基づき説明

～ 11 : 23

＜吉田委員長＞

内訳等の説明は資料として事前提出いただいた方が審査がスムーズである。今後検討願う。

[質疑]

＜酒井委員＞

① P 8、未収金のうち、2月及び3月分の診療報酬を除いた1, 230万円の詳細は。

② P 18、負担金、補助金等の使途について詳細は。

③ P 6、損益計算書で医業外収益に負担金交付金として一般会計からの繰入が行われている理由は。病院事業全体に対して、一般会計からの繰入額合計は。

＜病院総務課長＞

①医療の一部負担金で、H 1 6の開院時からの累積。経済的な理由で支払えない場合等があるが、分納誓約等を行い収納に努めている。

②③一般会計からの繰入総額はP 1 8、合計欄5億1, 9 9 1万4千円。

医業収益として一般会計から繰入される1億6, 6 0 8万2千円は救急経費に要するもので、繰入がルールとして定められているもの。内、特定収入以外の不課税収入分は医療収益への繰入分を人件費に充てた分、特定収入の内課税仕入れに充当した分は診療材料等の消費税が課税される分、その他分は非課税であったもの。

医業外収益として一般会計から繰入される2億9, 1 3 5万6千円は高度医療等の各項目に該当する分で、繰入がルールとして定められているもの。

資本的収入として6, 2 4 7万6千円。

P 6、損益計算書は医業に係る収支を明確にするものであり、一般会計からの繰入をどの項目に計上するかはルールとして定められている。

<立花委員>

①P 2 2、企業債償還金について開業以来の推移等の資料提出を求める。また、建設に係る企業債は。

②P 1 9、医業収益、その他医業収益、室料差額収益において前年比3 0 0万円減の理由は。

<病院総務課長>

①元利償還状況を資料提出する。P 1 7、借入先別残高表のうち、政府資金（3 0年償還）及び地方公共団体金融機構（2 8年償還）が建設に係るもの。民間金融機関分は医療機器の購入に関するもので概ね4年償還。

<病院事業管理者>

②利用率は4 %向上。緊急入院が必要な場合など、4人室が確保できないときには個室等を利用し弾力的に対応している。また、特別室について、利用件数は少ないが、利用状況も検討し緊急対応可能な仕様に整備している。

<立花委員>

特別室を廃し一般病室としてはどうか。

<病院事業管理者>

状況に合わせて柔軟に対応できる整備はしている。しかし、利用希望もあることから弾力的に取り組んでいく。

<立花委員>

特別室を緊急に利用した場合は室料差額を徴収しないのか。

<病院事業管理者>

減免を行っている。また、市立病院は1 0 0床で許可を得ていることからこの許可に沿った運営を行っている。

<山本委員>

P 2 0、給与費、府立医大からの派遣医師の給与等は。

<病院総務課長>

H 2 3. 3月現在、派遣医師のうち、定期的なのは1 8人で支出節は報酬。臨時的なのは9人、支出節は賃金。単価は半日4万円、1日8万円、及び時間外は超過勤務手当を支給。

<苗村副委員長>

①P 2 0、修繕費の内訳は。

②一般会計からの繰入に係る交付税措置は。

<病院総務課長>

①主なものとして施設設備19件、797万7千円。医療機器29件、459万2千円。

②繰入総額5億1,900万円。一般財源として3億円。残り2億1,900万円が交付税措置。普通交付税として、病床割単価59万4千円×100床、救急告示病院として4,477万9千円、企業債元利償還金8,925万3千円。特別交付税として、小児医療病床700万円、基礎年金拠出金911万4千円、共済追加費用986万8千円、改革プラン経費50万円。

<苗村副委員長>

小児医療に係り地域医療機関とのネットワーク化の進展状況は。

<病院事業管理者>

小児科医師が南丹病院及び市内小児科医院と常に連携を持ち、夜間、救急の需要等に対応している。

<苗村副委員長>

夜間の小児科救急に対応できているということか。

<病院事業管理者>

市民講座等で小児の発熱等に関する健康知識も啓発等も行いながら、南丹病院及び市内医療機関と連携して対応している。

<苗村副委員長>

P21、委託料、医療関連事務5,000万円、委託医療事務の契約人員数は。

<病院総務課長>

業務に対しての委託であるので具体的な人数まで指示していないが、20数名でローテーションを行っている。

<眞継委員>

①P20、給与費、前年比4,600万円増は医師の派遣が要因であるならば、次年度の状況は。

②P4、収入不足を過年度分損益勘定留保資金で補填したとのこと。その他の現金勘定はあるのか。

③P23、企業債明細書における縁故とは。

<病院総務課長>

①常勤職員に係るもの、給料で1,700万円増、手当で2,200万円増、医師1名増、医療職は給与据え置きであるが、事務職は減額している。派遣医師に係るもの、賃金300万円減、報酬2,600万円増。法定福利費1,200万円増。退職給与金3,000万円減。給与費総額で4,600万円増。

②P8、P9、貸借対照表における流動資産と流動負債の差額が約10億円、理論的にはこの程度の現金があるべきもの。実際は現金預金8億円及び2月3月分診療報酬2億8千万円であり現金としては見合う額を有している。損益勘定留保資金は内部留保資金である。それを現年と過年に分ける。補填財源とするためには過年度の留保資金から充てなくてはならないルールがある。別の勘定項目はない。

<管理部長>

②21年度分までの留保資金を充てたので過年度分としている。

③地方債を発行する際、政府及び機構等と区分するために用いる用語である。縁故債のこと。

<眞継委員>

②留保資金は減価償却分であるので、将来の設備投資、修繕等のための資金であるはずである。収入不足の補填財源として適当か。

③縁故債の利率は適当か。

<病院総務課長>

②地方公営企業法に基づく適切な処理である。

③財政担当課において金融機関の見積合わせを行い適切に対応している。

<病院事業管理者>

①医師を確保し医療を充実させると給与費の増額は起こるものである。

<中澤委員>

医療機器の入札の方法等は。

<病院事業管理者>

医療レベルを向上し患者に還元することは医療スタッフ全体の意思である。医師の希望を院内選定委員会で整理し、他市の状況等も収集する中で入札等により適切に対応している。

<明田委員>

①医師派遣に係る報酬、賃金等の支払先は。

②診療科目ごとの展望は。

③P20、薬品費、薬品等の選定方法は。

<病院事業管理者>

①医師個人。

②医師確保が困難であるが、今後の規模も検討が必要。

③選定委員会で決定する。レベルが高く高額の医薬品等もある。

[理事者退室]

～12:15

<休憩 12:15～13:15>

(2) 第12号議案 平成22年度国民健康保険事業特別会計決算認定

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

あいさつ

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～13:55

[質疑]

<立花委員>

不納欠損の状況は。

<保険医療課長>

226件、63,831,322円。

<立花委員>

収納率は。

<保険医療課長>

現年分 92.45%、滞納繰越分 14.36%。収入済額から還付未済額を控除し積算したもの。

<立花委員>

①監査委員からの審査意見書 P 19 に記載される収納率 92.50% と一致しないが。

②短期証の発行状況は。

③P 6、一般被保険者高額介護合算療養費、対象市民への周知は。

④P 9、介護納付金、前年比増の理由は。

<保険医療課長>

②H 23.5 末現在、1 月証 123 世帯、2 月証 28 世帯、3 月証 779 世帯、6 月証 272 世帯。計 1,202 世帯。

③1 月ごとの高額療養費は一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費から支給。介護及び医療の自己負担額が 1 年で一定額を超えた場合に支給するもの。医療分として支給したのが 6 件であり、後期高齢者医療事業及び介護保険事業から支給しているものもある。対象者へは個別に通知している。

<保険医療課副課長>

①保険料が 2 重納付となっており還付が必要なものがある。決算時点においては還付未済額として計上するが、これを収入に含めるかどうかの違いである。

<保険医療課長>

④第 2 号被保険者数の変化及び介護給付費の状況による単価の変化が要因。

<立花委員>

①収納率として公表するものは市として統一を。要望。

②資格証の発行状況は。

③一般被保険者高額介護合算療養費の支給対象要件は。

<保険医療課長>

②H 23.5 末現在、18 件。

③被保険者の所得区分によって限度額が変わる。実際の例として、低所得 2 の区分に該当する者に対して、限度額は 31 万円／年であり、国保医療費で 19 万円、介護で 25 万円を負担しており、按分により国保分を支給した。

<立花委員>

資格証 18 件の詳細は。

<保険医療課副課長>

居所不明が大部分。

<竹田委員>

①資格証及び短期証の質疑は毎回行われる。次年度は資料として提出を。

②一般被保険者高額介護合算療養費に係り、申請手続きは必ず必要なのか。

<保険医療課長>

①提出する。

②振込口座等を把握する必要がある。

<苗村副委員長>

①P 2、連合会負担金、国保総合システムとは。

②P 13、医療費適正化特別対策事業費、人間ドック事後追跡調査及び脳ドック事後追跡調査の実績、効果は。

③不納欠損額前年比増の理由は。

<保険医療課長>

- ①従前は府連合会でシステムを整備していたが、全国規模である国保中央会によってシステム整備が行われた。制度変更に伴う改修経費節減等がメリット。
- ②H22のドックでは重篤な病状が発見された例はなかった。今後も受診勧奨を行っていく。
- ③H22、226件の内訳、転出時効159件、資格証28件、破産17件、生活保護等19件、その他居所不明死亡等3件。H21、224件であり件数は変化ない。

<苗村副委員長>

転出が不納欠損理由となるのか。

<保険医療課長>

住民票等で追跡を行う。転出が直ちに不納欠損の理由とはならない。

<中澤委員>

- ①不納欠損対象は短期証、資格証世帯が主か。
- ②P2、徴収事務費、非自発的失業者に対する保険料軽減措置の対象人数は。

<保険医療課副課長>

- ①大部分がそうである。

<保険医療課長>

- ②407人、計3,000万円。

<苗村副委員長>

- ①保険料の基準所得は。
- ②減免実績は。

<保険医療課長>

- ①算定時のもの。H22、86万483円／世帯、47万7,050円／1人。
H23、87万4,134円／世帯、49万1,705円／1人。
- ②資料提出する。

<明田委員>

P2、運営協議会事務費、開催状況は。

<保険医療課長>

3回開催予定だが実績は2回開催。報酬対象委員は6名。

<明田委員>

運営協議会は委員の欠席が多い。対策を。要望。

<立花委員>

決算時点で積算した基準所得額は。

<保険医療課長>

決算時では積算していない。

<立花委員>

- ①決算時での基準額は積算時の基準額と変化したことは把握できる。
- ②国保料の平均額は。

<保険医療課長>

- ①国保加入者は常に変動するので積算時点での基準所得となる。それらから所得の変動は有り得る。
- ②医療、支援、介護の合算。H22、92,282円／1人、158,066円／世帯。H21、98,159円／1人、169,564円／世帯。料率は据え置いたことから基準所得が低下していると考えられる。

[事務事業評価] 説明～まとめ

(1) 収納率向上特別対策事業費

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～ 14 : 37

[質疑]

<明田委員>

未納徴収専門嘱託職員が行う他の滞納料金の徴収及び具体的な活動状況は。

<保険医療課長>

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納分を徴収する。市内地区割りし担当している。

<苗村副委員長>

専門員の訪問により生活保護制度等に繋げる場合は、研修等は。

<保険医療課長>

5回／年、会議、研修を行い制度の理解を深めている。副課長を中心とし専門員を統括している。

<竹田委員>

民生委員が専門員である場合はあるのか。

<保険医療課長>

一部ある。

<竹田委員>

他の福祉制度や地域の実情を理解している民生委員は他の制度に繋げる役割もスムーズにこなせるであろう。専門員同士の情報交換等は。

<保険医療課副課長>

専門員間及び市からも情報交換、研修等も行っている。減免や他の福祉制度等も合せ、払える状況となるよう努力している。

<眞継委員>

①市事務事業評価におけるH22年度予算額と実決算額の差は。

②コンビニ収納に係るシステム改修費はH22年度のみか。

<保険医療課長>

②そうである。

<保険医療課副課長>

①収納管理システムに係り延滞金等のシステムも整備する予定であったが次年度に整備することとしたこと等の影響。

<立花委員>

事業手法として有効なものはなにか。口座振替が増加すれば年々収納率が上昇するのでないか。

<保険医療課長>

口座振替が最も有効であり促進している。後期高齢者医療制度とともに年金からの天引き等も有効。納付書納付にはコンビニ収納等で利便が向上している。夜間、休日等専門員だけでなく職員も対応しているが、コンビニ収納に移行していきたい。

<立花委員>

専門員の臨戸訪問への出勤状況及び報酬支払の方法は。

<保険医療課長>

週3回程度は庁舎へ出勤する。徴収した保険料は庁舎へ持参し会計で納入。徴収額や口座振替勧奨による能率給と基本給により報酬を積算している。

<明田委員>

徴収するのが困難な滞納者もいるであろう。専門員への指導を行う市職員への研修は。

<保険医療課副課長>

研修、経験、書物、他市の状況及び府の情報等をもとに専門員への研修を行う。

<中澤委員>

払えるのに払わない滞納者への対応は厳しくすることを望む。納付相談記録の活用は。

<保険医療課副課長>

適切に対応したい。職員、専門員の情報共有等に活用。

<立花委員>

①納付される保険料に占める専門員が徴収する額の割合は。

②100%収納への取り組みは。予算は100%収納を前提に組むものではないのか。

<保険医療課長>

①5.8%程度。

②当初予算は前年度収納実績等から積算している。100%を目標とするのは当然である。

[理事者退室]

～15:05

[まとめ]

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「改善」とする。

<全員了>

<酒井委員>

若年層への啓発を望む。

<立花委員>

滞納者が払える方法を導ける手法を用いることを望み改善とした。

<苗村副委員長>

多重債務や生活保護など、減免や他の制度の紹介を含めて指導できる体制を。専門員への研修等が効果を発揮することを望む。

<山本委員>

払える方法を提示できるよう専門員への指導が重要。

<吉田委員長>

①滞納者からの観点も含めて支払える提案ができるような専門員への研修、②若年層への啓発、の2点を意見として付する。

<全員了>

<休憩 15:22～15:30>

(3) 第15号議案 平成22年度老人保健事業特別会計決算認定

[理事者入室] 環境市民部

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～15:34

[質疑]

なし

～15:34

(4) 第16号議案 平成22年度後期高齢者医療事業特別会計決算認定

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～15:40

[質疑]

<立花委員>

①歳入、普通徴収の状況は。

②不納欠損処理の状況は。

<保険医療課長>

①H23.2末、特別徴収（年金天引き）6,895人、77.04%。普通徴収（口座振替及び納付書）2,055人、22.96%。

②H22が初の処理。計4人、111,930円、居所不明等が事由。

<立花委員>

普通徴収に係る滞納状況の資料提出を求める。

<保険医療課長>

提出する。

<苗村副委員長>

短期証発行状況は。

<保険医療課長>

6月証、9人。

<中澤委員>

滞納者への口座振替勧奨は。

<保険医療課長>

納付の基本方法は特別徴収（年金天引き）である。ただし、介護保険料からも天引きされる為、一定額の残高がない場合後期高齢者医療分は天引きできない。希望すれば口座振替も可能であるが、滞納すれば年金天引きとなる。手続き上一定期間納付書対応となる場合もある。

<苗村副委員長>

滞納理由は。

<保険医療課長>

年金天引きができないのは生活が困窮している場合が多い。また、なかなか制度を理解してもらえない場合もある。

～ 15 : 50

(3) 第11号議案 平成22年度一般会計決算認定

<担当課長>

資料に基づき順次説明（歳出）

～ 16 : 20

[質疑]

<山本委員>

P4、みどりの郷広場浄化システム等維持管理委託料の詳細は。

<環境政策課長>

牡蠣ガラで水を浄化するシステム、放流水を生じさせず花壇の散水等に利用。委託先、亀岡メンテナンス。

<苗村副委員長>

市HP等での人口と住基登録者数との差違は。

<市民課長>

住基登録人口と外国人登録人口を合計し、市人口としてHPで公表している。

<明田委員>

P4、みどりの郷広場浄化システム等維持管理業務はトイレ設備管理のみか。

<環境政策課長>

公園の植栽管理を含む。

<苗村副委員長>

P12、塵芥処理事務経費、一般家庭ごみ処理手数料が全年比0.8%上昇した要因は。指定ごみ袋が多く使われたということか。

<環境事業課長>

市が管理しているごみ袋を市内159店舗に卸した数である。直ちに市民のごみ袋利用数増加を表すものではない。ごみ処理量は焼却で前年比-1.3%。

<苗村副委員長>

①P13、桜塚工場運転管理経費、ごみ処理量が減少したことに伴う焼却経費の削減効果は。

②P13、医王谷埋立処分場維持管理経費、事業終了の見通しは。

③P13、塵芥収集運搬経費、スプレー缶破裂等の事故対策は。

<環境事業課長>

①燃料費30万円減、電気料金同等、薬品代80万円増、単価等の変動によりごみ焼却量の減少と完全に比例して経費が減少するものではない。

②廃棄物処理法により少なくとも2年間は排水、ガス、地面沈下等が安定しなければならない。安定化が図られつつある中で、今後も適切に維持管理を継続する。

③不燃袋に混入するスプレー缶等は、収集時に目視し手で選別、パッカーしない。またスプレー缶の資源化を試行している。

<中澤委員>

①P9、後期高齢者検診事業経費、検診の実施目標、周知等は。

②P 1 3、医王谷の活用方針は。

③P 1 6、し尿収集経費、将来的な公社と民間会社の役割分担は。

<保険医療課長>

①検診数は努力目標である。キラリお知らせで周知。

<環境事業課長>

②全体19万7千㎡、うち埋立地面積5万8,400㎡。全体面積の内約半分は平和台公園となっている。安定化を図りながら検討していきたい。

③当面は2社委託を継続。

<山本委員>

P 1 1、浄化槽設置整備経費、助成対象件数と設置実績は。

<環境政策課長>

対象は別院、畑野など2,000基、内3割程度は設置済み。

<立花委員>

①P 1 1、清掃総務費、地域で清掃を行う場合に配布する旧ゴミ袋について。

②集積場において、収集できないものが指定袋に入っていた場合、収集作業員によって回収可否の判断に差がある。具体的には焼却灰。手引きの改善を。

<環境政策課長>

①現在は新袋を配布している。地域で行う清掃で発生したごみは一旦エコトピアで受け入れ、可燃を分別する。家庭ごみでないので集積場に出すものではない。

<環境事業課長>

②不適正なごみ出しには赤紙を貼付し適切な対応を促している。職員により判断の差がでないよう引き続き指導していきたい。焼却灰は原料が判別できないことから一般廃棄物処分場では処理できない。手引き等改善したい。

<立花委員>

収集できないものとして焼却灰と明記を。要望。

P 1 9、水生生物調査に係り実施報告書の提供を。

<環境政策課長>

第2次亀岡市環境基本計画策定資料として用いたものである。計画を策定すれば配布する。

<立花委員>

調査自体は独立してなされたものであるが。

<環境市民部理事>

希少生物や特別天然記念物等の生息地も記載されていることから、環境基本計画として整理したうえで提供したい。

<苗村副委員長>

P 1 9、緊急雇用創出事業としての雇用実績は。

<環境市民部理事>

専門家1名、補助1～2名。詳細は後ほど報告する。

<酒井委員>

P 2 0、訪問販売お断りシールの作成状況は。啓発ティッシュの配布状況は。冊子「くらしの豆知識」の配布状況は。府補助金の対象事業として定められているものは。教育啓発備品パソコン等の活用状況は。

<市民課長>

シールは啓発事業として今年度作成。ティッシュは講座開催時及び庁舎エントランスホール等で活用。くらしの豆知識は毎年度作成し講座等で活用。パソコン等は講

座で活用。

～ 16 : 51

<担当課長>

資料に基づき順次説明（歳入）

～ 17 : 04

[質疑]

なし

[理事者退室]

散会 ～ 17 : 05